

別紙 【交付の条件等 その他注意事項】

助成事業を実施するにあたり、下記の事項に留意してください。

1. 参加人数に変更が生じた場合には、あらかじめ下記までご連絡下さい。
2. 助成金は助成の目的以外に使用しないでください。(要綱 第11条)
3. 交付決定額は事業計画に基づく予定額であり、完了報告に基づく助成金確定等に変更になることがあります。
4. 国民文化祭参加事業は、参加人数がわかるような下記の資料を添付してください。
 - ① 参加会場等で撮影した、参加者全員が写っている写真
 - ② 参加人数が明記された、旅行会社等の領収書
5. 「事業完了報告書」は、助成事業完了後 30 日以内にご提出ください。
(要綱 第8条)

その他「文化活動支援助成金交付要綱」等をご参考ください。不明な点は下記担当者までお問い合わせください。

(公財)新潟県文化振興財団 事業課 館
〒951-8132 新潟市中央区一番堀通町 3-13
TEL/025-228-3577 FAX/025-228-3818
[E-mail/jigyouniigata@niigata-bunka.jp](mailto:jigyouniigata@niigata-bunka.jp)